

# 陳 情 文 書 表

(教育委員会)

受 理 番 号	4 5 0 0	受 理 年 月 日	令 和 8 年 1 月 8 日
件 名	別居親に対する学校対応の改善及び子供の最善の利益の確保		
要 旨	<p>京都市府立学校（小学校、中学校、高校を含む。）において、別居親であることを理由に、我が子の学校行事への参加拒否、成績等の情報不開示、対話の拒絶といった差別的な取扱いが常態化している。また、親の都合による頻繁な転居を強いられている児童への心理的ケアも不十分である。</p> <p>ついては、別居親（DVや虐待などは除く。）を不当に排除する現在の学校対応を改め、公平な情報提供と行事参加を認めるガイドラインの策定及び児童の心理的負担軽減に向けた指導の徹底を求める。</p> <p>私は娘を持つ父親である。ある日突然、妻によって娘を連れ去られ、別居を余儀なくされた。当時長女は10歳だった。夫婦間の問題は未解決であるにもかかわらず、娘が通う学校及び教育現場の対応は、余りに理不尽であり、親としての権利を著しく侵害するものだった。</p> <p>1 教育現場における別居親への差別的対応          学校側は別居親の意向のみを優先し、私に対して以下のような対応を行っていた。          学校行事への参加拒否。運動会や参観日など、我が子の成長を見る機会を一方向的に奪われている。          成績、通知表の不開示。娘の学業状況について問い合わせても、一切の回答を拒絶されている。          対話の拒否。同居親の許可がないと話せないの一点張りで、私の話を聞こうともせず、門前払いという差別的な扱いを受けていた。これらは小学校のみならず、中学校、高等学校を含む教育現場全体に見られるあしき慣習であり、親権や養育権を持つ親を別居という一点のみで排除することは、行政による不当な差別である。</p> <p>2 頻繁な転居による児童への心理的虐待の看過          娘は母親の都合により、短期間で何度も転居を強いられている。10歳の子供にとって、慣れ親しんだ環境や友人と引き裂かれることは甚大な心理的負担であり、虐待にも等しい行為である。学校側はこの事実を把握しながら、子供の心のケアや別居親との交流による精神的安定の確保を怠っている。</p> <p>3 子供の知る権利と最善の利益の侵害          学校が別居親を排除することは、子供から父親に見守られる機会を奪うことと同義である。教育機関が片方の親を悪者扱い、あるいは、いないものとして扱う姿勢は、子供の健全な育成を阻害し、京都市が掲げる子供の最善の利益に逆行している。          以上の理由から、教育委員会及び学校現場が、別居親を一律に排除する運用を改め、公平で人道的な対応を行うよう強く願う。</p>		
陳 情 者			
回付委員会	文教はぐくみ委員会		